

衆議院法務委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 25 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 54 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）一橋大学大学院法学研究科教授

山本和彦君

日本司法書士会連合会会長

小澤吉徳君

紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役社長

別所直哉君

弁護士

松森彬君

（質疑者）国定勇人君（自民）、大口善徳君（公明）、米山隆一君（立民）、前川清成君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

国定勇人君（自民）

- （1）電子化された訴訟記録への裁判所外からのアクセスを可能とする者の範囲を利害関係のない第三者にも広げていく時期及びその際に克服すべき課題についての山本参考人及び松森参考人の見解
- （2）人工知能（AI）の活用による全ての判決のオープンデータ化が可能となる時期についての山本参考人及び別所参考人の見解
- （3）法定審理期間訴訟手続の利用が認められないケースの範囲についての山本参考人の見解

大口善徳君（公明）

- （1）インターネットを利用した申立て等を義務付けられていない本人訴訟においても、可能な限りインターネットを利用して利便性を確保する必要性についての山本参考人の見解
- （2）IT機器の利用に習熟していない当事者による本人訴訟のサポートに関して、その体制整備についての山本参考人の見解、サポートの方法についての別所参考人の見解及び本人訴訟のサポートを行ってきた立場からのサポートの在り方についての小澤参考人の見解
- （3）法定審理期間訴訟手続への懸念に対し、除外する類型を設けるなどの手当がなされた後もなお残る同手続への懸念に対する松森参考人の見解

米山隆一君（立民）

- （1）民事裁判手続のIT化の推進により地域的な裁判所の管轄を廃止又は拡大することについての山本参考人の見解及び司法サービスの観点による管轄の拡大についての別所参考人の見解
- （2）オンラインでの証人尋問の際に不正を排除する方策についての山本参考人の見解
- （3）判決のオープンデータ化が実現した後に裁判データの分析が一般人にも実行可能となるか否かについての別所参考人の見解
- （4）オープンデータ化に関して、準備書面を含めた裁判データを解析する場合の法的な問題点及び個人情報保護の観点からオプトアウトすることを認める必要性についての山本参考人の見解
- （5）IT化の推進に伴い訴訟手数料を引き下げる必要性についての山本参考人及び別所参考人の見解

前川清成君（維新）

- （1）法定審理期間訴訟手続の適用範囲についての松森参考人の見解
- （2）審理期間が長期化する原因及び審理期間を短縮するために国・司法のなすべき方策についての松森

参考人の見解

- (3) 裁判所のシステムを構築する際に配慮すべきリスクについての別所参考人の見解
- (4) 登記のオンライン申請が可能となったことが、オンラインによる本人申請率に与えた影響についての小澤参考人の見解
- (5) 本人訴訟をサポートする際にかかる費用に関する国の支援の必要性についての小澤参考人及び松森参考人の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 争点整理手続における争点の明確化及び裁判所の釈明権や釈明処分の実行使による十分な訴訟指揮の発揮がなされなければ、法定審理期間訴訟手続において紛争の全体像や背景事情を十分に把握しないまま判決が出されるとの懸念に対する山本参考人及び松森参考人の見解
- (2) 訴訟記録のデータの帰属先及びその取扱いの在り方並びに司法における人工知能（A I）が導き出した結果の活用についての各参考人の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 外国における審理期間を限定した訴訟手続の有無及びそのような手続の弊害についての山本参考人の見解
- (2) 法定審理期間訴訟手続が近代訴訟の原則に反するとの考えについての松森参考人の見解
- (3) 法定審理期間訴訟手続を導入すれば、審理の粗雑化・簡略化を招き誤審の危険性も増大するとの指摘に対する山本参考人及び松森参考人の見解
- (4) 法定審理期間訴訟手続を導入すると、通常の訴訟の審理が後回しにされるとの懸念に対する山本参考人及び松森参考人の見解